

河川事業

むかわ
鵡川直轄河川改修事業

再評価(報告)資料

令和7年度
北海道開発局

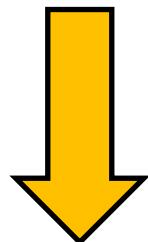
目 次

1. 事業再評価の経緯	1
2. 鶴川水系河川整備計画(変更のポイント)	···	4

1. 事業再評価の経緯(鶴川直轄河川改修事業)

〈前回〉

- ・令和4年(2022年)11月2日 第2回北海道開発局事業審議委員会にて、鶴川直轄河川改修事業の再評価を【審議】



〈今回〉

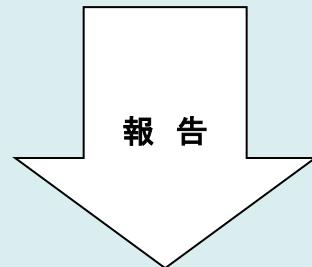
- ・令和6年(2024年)10月～令和7年(2025年)8月 近年の出水や気候変動の影響等を踏まえ、河川法に基づき学識経験者等から構成される委員会(鶴川・沙流川流域委員会)において、鶴川水系河川整備計画の変更を実施。その中で、河川事業(鶴川直轄河川改修事業)の再評価を【審議】。その後、令和7年(2025年)12月に河川整備計画を変更
- ・令和7年(2025年)12月北海道開発局事業審議委員会に審議の結果を【報告】

事業再評価の実施について

(国土交通省所管公共事業の再評価実施要領)

第4の1 再評価の実施手続

(4) 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。



審議の視点

- I. 事業の必要性等に関する視点
 - 1. 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - 2. 事業の投資効果
 - 3. 事業の進捗状況
- II. 事業の進捗の見込みの視点
- III. 代替案立案やコスト縮減等の可能性の視点

(河川及びダム事業の再評価実施要領細目)

第6 事業評価監視委員会

実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

鶴川・沙流川流域委員会

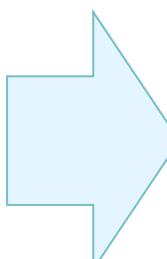
審議

令和6年(2024年)10月～令和7年(2025年)8月

※学識経験者等から構成される委員会

※河川整備計画に位置付けられる事業の変更(鶴川)

※鶴川直轄河川改修事業の再評価



報告

北海道開発局
事業審議委員会

令和7年(2025年)12月

以降、鵠川流域委員会関係資料

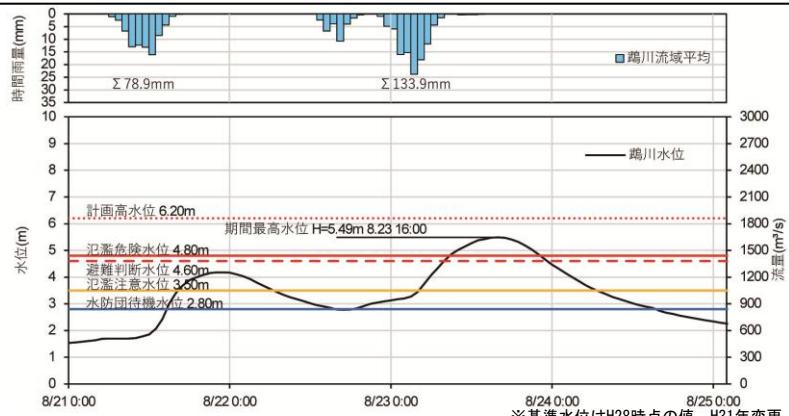
2. 鶴川水系河川整備計画(変更のポイント)

・平成21年(2009年)2月に策定した鶴川水系河川整備計画について、以下の点から見直しを行い、令和7年(2025年)12月に変更しました。

①近年発生した洪水、気候変動の影響に対応した河川整備

～氾濫危険水位を上回る洪水の発生～

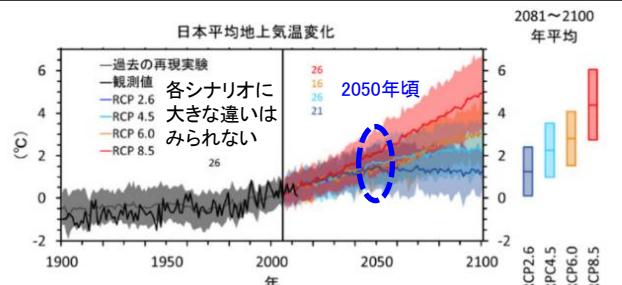
- ・平成28年(2016年)8月洪水では、氾濫危険水位を超過して氾濫が発生する可能性が高い状態となりました。
- ・外水氾濫は生じなかったものの、内水氾濫・家屋浸水が発生しました。



～将来の気候変動に伴う

降雨量増大を考慮した河川整備計画の見直し～

- ・気候変動の影響により、2050年頃には各シナリオとも気温が2°C程度上昇することが予測されています。
- ・また、今世紀末には最も高い温室効果ガス濃度のシナリオ(RCP8.5)で4°C上昇が予測されています。
- ・北海道では2°C上昇時に降雨量が1.15倍になることが試算されています。



②流域治水への転換を踏まえた治水対策 (流域治水の取組推進)

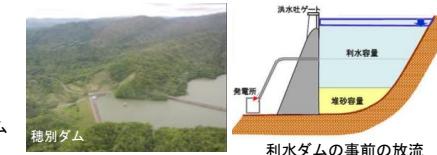
～ハード対策のみならず、ソフト対策や流域対策など、あらゆる関係者により流域全体で行う治水
「流域治水」へ転換～

・気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」への転換を推進し、洪水等による災害被害の軽減を図ります。

■対策例①被害をできるだけ防ぐ・減らすための対策

●取組事例

- ・利水ダムの事前放流
- ・森林整備、治山対策
- ・農業排水路整備、田んぼタム



■対策例②被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

●事前防災の取組の例

- ・防災イベント等による意識啓発
- ・防災情報の発信強化
- ・地域協働した避難場所の設定
- ・タイムラインの作成支援 等



■対策例③被害対象を減少させるための対策

自治体や農業事業と連携して、掘削土を活用することで地域の安全度の向上を図る。

・まちづくり、防災計画との連携

→防災拠点の嵩上げ、避難場所整備

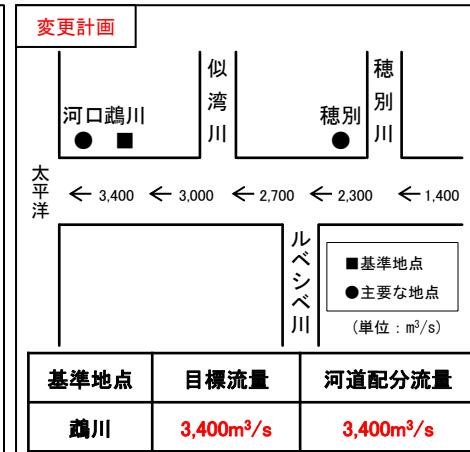
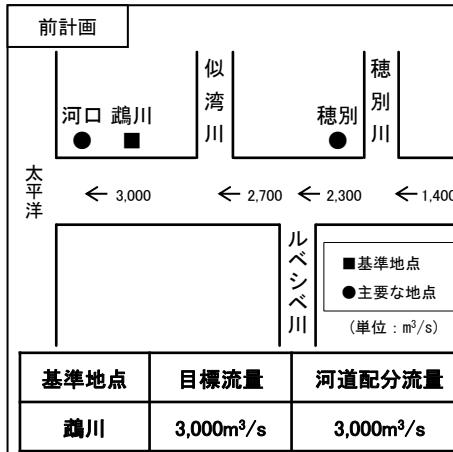


2. 鶴川水系河川整備計画(変更のポイント)

河川整備計画の目標流量

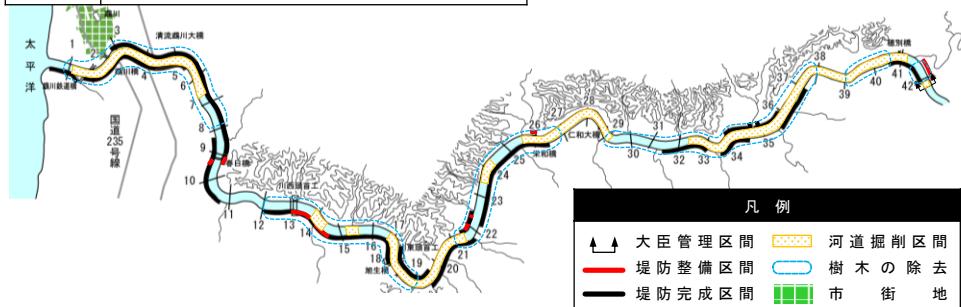
・対象期間や現在の整備状況を踏まえ、生産空間を支える中心市街地のある下流部では、気候変動後においても現行整備計画と同程度の治水安全度を確保することとし、中流部では、戦後最大規模の洪水を安全に流下させることを目標として、鶴川基準地点における目標流量を $3,000\text{m}^3/\text{s}$ → $3,400\text{m}^3/\text{s}$ に変更しました。

※気候予測アンサンブルデータを用いて流量を算出。



洪水を安全に流下させる対策(変更)

河川名	施工の場所(河道掘削)
鶴川	KP 1.20～KP 6.60, KP13.80～KP14.40, KP15.20～KP15.40, KP16.80～KP21.40, KP23.60～KP24.00, KP25.40～KP29.00, KP32.20～KP41.20, KP42.20



河川環境の整備と保全に関する目標

※%は、全川の河道内に占める割合を示す

・現在の良好な物理環境は保全していくことを基本とし、定量的な環境目標の達成に向けた河道整備を行い、生物の生息場の保全・創出による生物多様性の向上を図ります。

区分	草地環境 (低・中草草地、水生植物、外来植物、ヨシ原)	自然裸地 (自然裸地、干潟を含む)	水域 (連続する瀬澗、ワンド・たまりを含む)
区分1(河口～KP1.6)	60ha程度	10ha程度	40ha程度
区分2(KP1.6～13.0)	130ha程度	60ha程度	70ha程度
区分3(KP13.0～42.4)	350ha程度	110ha程度	190ha程度
大臣管理区間	540ha程度(37%)	180ha程度(12%)	300ha程度(20%)

河川環境の整備と保全・創出

〈河川環境の整備と保全・創出〉

河道の掘削にあたっては、魚類の産卵環境や水際植生の保全・創出を図り、水系として魚がすみやすい川づくりに努めます。

下流域

【掘削方法の工夫】

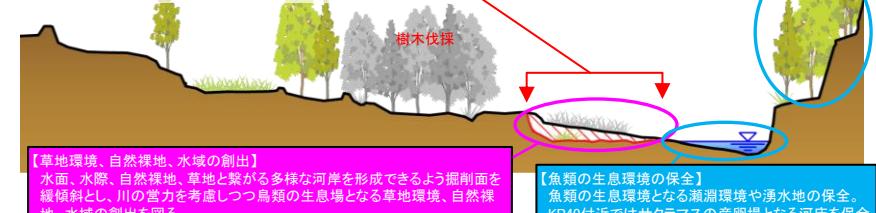
河岸際を残した掘削を行うことにより、川幅の拡幅による流速の低下、シルトの堆積等によるシシャモ産卵環境への影響を回避。また、継断的に掘削敷高を工夫し、掘削範囲の下流側で河岸線を引き込むことによりワンド及び湿生植物の生育地の創出を図る。



上流域

【掘削方法の工夫】

掘削は、平水位掘削に限らず、目標とする河道内氾濫原の生態系に応じて掘削深や形状を工夫するとともに、河川が有している自然の復元力を活用



〈河川景観の保全・創出〉

河川景観については、流域特性や土地利用、地域の歴史・文化等との調和に留意し、地域と連携してその保全・創出を図ります。



3. 対応方針

○鶴川水系河川整備計画の変更に伴い、以下の3つの視点で再評価を行いました。

①事業の必要性等に関する視点

- 氾濫のおそれがある区域を含む流域内町の総人口は、昭和40年（1965年）から令和2年（2020年）にかけて減少していますが、世帯数は近年ではほぼ横ばいとなっており、流域内町の総人口に占める65歳以上の人団の割合は増加しています。
- 鶴川流域は、下流域にむかわ町市街地を抱え、国内有数の食料生産地となっています。
- 気候変動の影響による水害リスク増大が懸念されることや、依然として戦後最大規模の流量に対する安全が確保されておらず、浸水被害が繰り返されていることから、引き続き河川改修事業を進めていく必要があります。
- 本事業の費用対効果は2.5となっています。

②事業進捗の見込みの視点

- 河道掘削等を着実に実施しており、引き続き、整備を進めます。

③代替案立案やコスト縮減等の可能性の視点

- 代替案等の可能性については、河道掘削案のほか、複数の治水対策を検討し、コストや社会への影響等の観点から、河道掘削案が優位と考えています。
- 引き続き、地方公共団体等とも連携しながら、河道掘削土砂の活用等、コスト縮減に努めます。

以上のことから、事業の必要性・重要性に変化はなく、費用対効果等の投資効果も確保されていることから、鶴川・沙流川流域委員会で事業継続が妥当であると審議されましたことをご報告いたします。